平成２２年（フ）第２７号
神奈川県川崎市川崎区中島２丁目10―９、住民票上の住所香川県坂出市久米町２丁目10番32号
債務者　中村　禎宏
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第２８号
神奈川県川崎市川崎区中島２丁目10―９、住民票上の住所香川県坂出市久米町２丁目10番32号
債務者　中村　由佳
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月16日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第９８号
北海道小樽市奥沢４丁目22番22号
債務者　増田　勇一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第９９号
北海道小樽市奥沢４丁目22番22号
債務者　増田　良子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第１０２号
北海道小樽市入船５丁目７番15号、前住所北海道小樽市若松１丁目５番501号　エスセーナ南小樽
債務者　竹内　香子（旧姓日下部）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２２年（フ）第８６号
宮城県遠田郡美里町青生字堀切133番地
債務者　大崎　顕一
1　決定年月日時　平成22年５月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第１７１号
秋田市外旭川字野村47番地　アルトピアノ103号
債務者　土取　美香
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７２号
秋田市外旭川字梶ノ目101番地10
債務者　目黒　建一
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１７４号
秋田市上北手猿田字四ツ小屋110番地157　県営南ヶ丘住宅10―102
債務者　山上絵梨子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８４号
秋田市将軍野堰越８番12―202号
債務者　関　　香織
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１８９号
秋田市寺内蛭根３丁目８番24号
債務者　鈴木志帆子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１９１号
秋田市将軍野東１丁目２番15号―４　ＡＭＡ将軍野２Ａ号、住民票上の住所秋田県能代市字東大瀬44番地３
債務者　鷲尾　晃大
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２００号
秋田市御所野下堤１丁目４番16号
債務者　佐藤　辰子
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
秋田地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第１０７号
福島市黒岩字榎平12番地の８
債務者　尾形　友美
1　決定年月日時　平成22年５月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
福島地方裁判所

平成２２年（フ）第１２０号
茨城県那珂市鴻巣615番地２
債務者　池田　清子
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２０７号
茨城県那珂郡東海村大字照沼1073番地３
債務者　木名瀬　恵（旧姓三村）
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所

平成２２年（フ）第２２１号
茨城県水戸市姫子１丁目805番地の１　フローラル姫子Ⅰ・201号、旧住所茨城県笠間市東平４丁目６番４号　レオパレスシェソワ東平203
債務者　木村　俊介
1　決定年月日時　平成22年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
水戸地方裁判所